

平成30年6月11日

土木部 監理課
建設業振興グループ
担当：中
内線：5020
外線：076-225-1712

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	環境エンジニアリング株式会社	代表者氏名	辻 敏司
主たる営業所の所在地	石川県白山市部入道町口40番地1		
許可番号	石川県知事 (般-27)第16190号	許可を受けている建設業の種類	土、管、機、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成30年6月11日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第1項第3号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を命ずる営業の範囲 全国における建設業に係る営業の全て			
2 期 間 平成30年6月26日から平成30年7月2日までの7日間			
処分の原因となった事実	法人税法違反		
<p>環境エンジニアリング株式会社は、平成23年9月1日から平成26年8月31日までの3事業年度にわたって、松任税務署に対して、虚偽の法人税確定申告をし、正規の法人税額と申告税額との差額を免れた。</p> <p>以上のことが法人税法に違反したとして、同社及び同社の代表取締役であった者は平成29年12月22日に起訴され、平成30年4月26日に金沢地方裁判所において、同社に対し罰金350万円、同社の代表取締役であった者に対し懲役1年(執行猶予3年)の判決が言い渡され、いずれもその刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			